

北部地域観光周遊計画策定業務

仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、北部広域市町村圏事務組合(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に発注する「北部地域観光周遊計画策定業務」に適用する。

(業務名)

第2条 業務名は「北部地域観光周遊計画策定業務」とする。

(業務場所)

第3条 本業務の業務場所は、沖縄県北部地域とする。

※参考 沖縄県北部地域(やんばる)＝名護市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、伊平屋村、伊是名村の12市町村を指す。

(履行期間)

第4条 本業務の履行期間は、契約締結日～令和8年3月31日とする。

(業務の目的)

第5条 沖縄北部地域では、ジャングリアの開業や世界自然遺産の登録をはじめ、本部港へのクルーズ船就航など観光客の増加が期待されている。他方、2次交通が不十分なため運転免許を持たない外国人や高齢者、Z世代等、レンタカーを利用しない観光客は周遊手段が限られており、限られた範囲内での観光に留まっているため、北部地域全体の観光資源を十分に活用できていない状況にある。

このため、本事業において、観光周遊の需要把握に係る調査・分析を実施し、北部地域全体の観光資源の活用が図られる観光周遊計画を策定する。この計画を基に、令和8年度以降に実証実験を行い、拠点周遊を商品化し観光周遊を促進することで観光客の滞在時間の延長へ繋げ観光消費額の拡大により産業振興を図る。

(上位関連計画、法令等の遵守)

第6条 本業務は、当該仕様書に定めるもののほか、次の各号に掲げる関連計画、関係法令等に即して業務を遂行しなければならない。

- (1) 契約書
- (2) 観光立国推進基本計画 (令和5年3月31日閣議決定)
- (3) 第6次沖縄県観光振興基本計画 (令和4年7月策定)
- (4) 沖縄観光推進ロードマップ (令和5年3月策定)
- (5) 新・沖縄21世紀ビジョン基本計画 (令和4年5月策定)
- (6) 北部地域振興戦略 (令和3年10月策定)
- (7) やんばる観光地域づくり戦略 (令和7年3月策定)
- (8) 沖縄県地域公共交通計画 (令和6年5月策定)
- (9) その他関連計画及び関係法令等

(書類の提出)

第7条 本業務の履行にあたっては、乙は次の各号に掲げる書類を遅滞なく提出しなければならない。

- (1) 着手時：着手届、工程表、業務計画書、業務執行体制表
- (2) 完了時：完了報告書、納品書、業務成果引渡書、成果品

(協議及び協議解決)

第8条 本業務が円滑に実施されるよう、業務の進捗状況や業務内容に関する打合せを適宜実施し、十分な連絡調整を図るものとする。また、本業務の実施に際して疑義が生じた場合は、協議簿作成のうえ甲乙協議するものとする。

(業務計画)

第9条 乙は、あらかじめ業務に必要な業務計画書を作成し、甲と協議しなければならない。

(成果品の検査)

第10条 乙は、本仕様書等に定められた業務を行い、成果品の検査に合格したときに業務は完了するものとするが、業務完了後において誤りを発見したときは、直ちにこれを訂正するものとし、これに対する経費は乙の負担とする。

(乙の責務)

第 11 条 乙は、当該業務を履行するにあたり、第 5 条の業務目的及び次の各号に掲げる事を遵守するものとする。

- (1) 乙は、誠実を旨として業務にあたらなければならない。
- (2) 乙は、本業務により知り得た事項について、非公開とすべきものについては、非公開を厳守し、また甲の承諾を得ないで他の目的に利用してはならない。
- (3) 本業務中に、地元住民や権利者等から業務に関して、異議があった場合、速やかに甲と協議しなければならない。
- (4) 乙は、業務のために必要な関係官庁の手続きとその他関係者に対して、常に密な連絡を取ると共に十分な協議を行い、円滑な業務の進捗を期さなければならない。
- (5) 乙は契約遂行に必要な関係資料の貸与を申し出ることができる。

第 2 章 業務内容

(業務内容)

第 12 条 業務内容は、概ね次のとおりとするが、乙の提案内容に基づき、甲と乙との協議により業務内容を決定する。また、業務の実施に当たり、より効果的な成果を得るために新たな提案は、これを妨げない。

- (1) 観光周遊の需要把握に係る基礎調査・分析・将来予測
 - ・ R5～R6 やんばる観光地域づくり戦略策定事業における現況調査など既存の基礎調査結果や収集しているデータに関するレビューを実施する。
 - ・ 観光交通に関する現状をより詳細に把握するため及び今後の北部観光の振興に効果的な観光交通に関する対策を立案するために必要な調査および分析を実施する。
 - ・ 調査・分析にあたっては、12 市町村、観光や交通に係る事業者、観光客など幅広くアンケートやヒアリング調査を実施すること。なお、観光や交通に係る事業者へのアンケートやヒアリングについては、宿泊事業者、交通事業者、観光や交通に係る施設など複数の業種に対して行うこととし、同業種においても複数の事業者に対して行うこととする。
 - ・ なお、アンケートやヒアリング結果等については、(4) に示す会議体にて報告・共有を行い、意見交換を行うことを想定している。

（２）観光周遊手段・拠点・ルートの検討

- ・北部地域を訪問する観光客の利便性を向上させるため、現在利用されている交通手段の利便性やサービス水準を評価するとともに、観光客の移動パターンやニーズを踏まえ、観光地間の移動をスムーズにするために新たな周遊手段（例：シャトルバス、レンタサイクル）の活用も含めた効率的な拠点の設定やルートの検討を行う。
- ・周遊ルートの検討にあたっては、レンタカー以外の公共交通など北部地域への訪問する交通手段別に行うこととする。

（３）実証実験の企画

- ・（１）～（２）で整理した内容を踏まえて、R8 年度以降に実施する実証実験の企画案を作成する。
- ・企画にあたっては実証実験の目的と範囲の設定、実験計画の策定（対象地域、期間、方法）、実験結果の評価方法の検討も併せて行う。

（４）関係者との協議調整と会議体の設置

- ・関係者間の連携を強化するため上記の調査結果の共有やその結果を踏まえた今後の対応等への意見交換を行うための会議を開催する。
- ・既存の 12 市町村や観光協会等の会議体の中で 2 回程度意見交換を行い、新たに設置する民間事業者等の会議体の中で 3 回程度開催することを想定している。

（５）事例調査

- ・先進的な事例の既存資料の取集や県外視察を行い、本計画策定の参考とする。
- ・県外視察については、30 名程度を同行させることとし、事例調査に係る費用は本業務に含まれることとする。なお、視察地にあたっては、観光に係る交通に関して当該事業に示唆を与える地域を候補として挙げ、甲との協議により決定するものとする。

（留意事項）

第 13 条 本業務の実施に当たっては、受注者のこれまでの経験に基づく知識や組織力を十分に活用し、全国の情報や事例を広く収集し、実現性の高い具体的な施策を提案する。また、乙は第 12 条に記載した各業務内容を適切かつ円滑に実施するために、甲との協議・調整を始め、関係市町村や関係機関、民間事業者、地元とも十分な協議・調整等を行うものとする。

第3章 成果品

(納入成果品)

第14条 本業務において提出する成果品は、以下のとおりとする。

- (1) 報告書 50 部
- (2) 各種引用データ、集計データ等の成果物
- (3) 打合せ記録簿、経費明細書
- (4) 上記成果物に係る電子媒体（PDF 及び Word 形式）
- (5) その他甲が指示する資料等

(納品方法)

第15条 契約期間内に、第14条納入成果品に定める成果品を提出すること。

第4章 その他

(その他留意事項)

第16条 第1章から第3章に定めるもののほか、以下の各号に定める内容に留意し、円滑に本業務を行うこと。

- (1) 本業務の実施にあたり、密に打合せ等を行うこととし、打合せ等を行ったときは、その都度打合せ簿を提出し、甲の承認を受けるものとする。
- (2) 本業務の遂行にあたり、乙は業務上知り得た事項を第三者に漏洩しないよう十分注意すること。
- (3) 当委託業務に係る全ての成果物の著作権（著作権法第27条、第28条に規定する権利を含む）は、甲に帰属するものとする。乙は、当業務の実施のために必要な、乙が従前より有する著作権、あるいは第三者の著作権については、当該著作権の利用に当たり、支障のないよう書面により確認しなければならない。特に書面で報告が無い場合は、乙は問題がないことと認識し、以後何らかの問題が発生した場合は乙の責任により対処すること。
- (4) 本仕様書に記載されていない事項が発生した場合、又は、本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合は、乙は甲と協議する。